

○防火対象物の消防検査に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号に基づき、消防長が指定する防火対象物を定めるとともに予防事務の合理化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防検査 令第35条第1項第3号の規定により消防長が指定する防火対象物に設置された消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定により検査を受けなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等に対して行う検査をいう。
- (2) 防火対象物使用開始届出書 大府市火災予防条例施行規則（昭和45年大府市規則第92号）第4条に規定する届出書をいう。
- (3) 検査員 消防用設備等又は特殊消防用設備等が技術上の基準に適合していることを判断する消防職員をいう。

(消防検査対象の指定)

第3条 令第35条第1項第3号の規定に基づき、消防検査を受けなければならない防火対象物として、消防長が指定するものは、令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

(新築防火対象物の消防検査の省略)

第4条 令別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物のうち、新築のものについては、令第10条第1項の消火器具の設置基準に限り、防火対象物使用開始届出書に、次に掲げる書類を添えることにより、消防検査を省略することができる。この場合において、検査員は、遅滞なく現地確認を行うものとする。

- (1) 消火器具試験結果報告書（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3関係）
- (2) 附近配置図、各階平面図及び消火器の使用機器図（仕様表）等
- (3) 消火器設置配置図
- (4) その他消防長が必要と認めるもの

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。